

利根川流域別下水道整備総合計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた利根川の流域について、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に基づき策定された利根川流域別下水道整備総合計画を検討（見直し）するため、利根川流域別下水道整備総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 利根川流域における流域別下水道整備総合計画の検討（見直し）に係る企画、調査及び研究に関すること。
- (2) その他、計画の検討（見直し）に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、下水道局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第5条 委員会に幹事会を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、下水道局下水道事業課副課長をもって充てる。
- 3 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、委員会の決定した方針に基づき必要な業務を執行する。

2 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、下水道局下水道事業課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(付則)

この要綱は、平成20年12月25日から施行する。

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

この要綱は、令和5年2月15日から施行する。

別表 1

利根川流域別下水道整備総合計画検討委員会

(令和 5 年 2 月 1 5 日現在)

	所 属	職 名	備 考
委員長	埼玉県下水道局	下水道局長	
委 員	埼玉県企画財政部	計画調整課長	
委 員	埼玉県企画財政部	土地水政策課長	
委 員	埼玉県環境部	水環境課長	
委 員	埼玉県産業労働部	企業立地課長	
委 員	埼玉県農林部	農村整備課長	
委 員	埼玉県農林部	畜産安全課長	
委 員	埼玉県県土整備部	河川砂防課長	
委 員	埼玉県県土整備部	河川環境課長	
委 員	埼玉県都市整備部	都市計画課長	
委 員	埼玉県下水道局	下水道事業課長	

別表 2

利根川流域別下水道整備総合計画検討委員会幹事会

(令和 5 年 2 月 1 5 日現在)

幹事	所 属	職 名	備 考
幹事長	埼玉県下水道局下水道事業課	副課長	
幹 事	埼玉県企画財政部計画調整課	主 査	計画・地方創生担当
幹 事	埼玉県企画財政部土地水政策課	主 査	水計画調整・水源地域対策担当
幹 事	埼玉県環境部水環境課	主 査	水環境担当
幹 事	埼玉県産業労働部企業立地課	主 幹	企業誘致担当
幹 事	埼玉県農林部農村整備課	主 幹	農村環境担当
幹 事	埼玉県農林部畜産安全課	主 幹	総務・畜産企画担当
幹 事	埼玉県県土整備部河川砂防課	主 査	計画調査・流域治水担当
幹 事	埼玉県県土整備部河川環境課	主 査	河川維持担当
幹 事	埼玉県総合治水事務所	担当課長	調査担当
幹 事	埼玉県都市整備部都市計画課	主 査	都市計画担当
幹 事	埼玉県荒川左岸北部下水道事務所	担当課長	工務・修繕担当
幹 事	埼玉県下水道局下水道事業課	主 幹	建設担当
専門幹事	国立研究開発法人土木研究所 流域水環境研究グループ水質チーム	主任研究員	
専門幹事	国土交通省国土技術政策総合研究所 下水道研究部下水処理研究室	研究官	